

議案第60号

米原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

米原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

平成30年6月4日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和31年政令第335号)の一部改正に伴い、改正の必要を認めため、この案を提出するものである。

米原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

米原市消防団員等公務災害補償条例（平成 17 年米原市条例第 157 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「同法第 36 条」を「これらの規定を同法第 36 条第 8 項」に、「および第 36 条」を「および第 36 条第 8 項」に改める。

第 5 条第 3 項中「、第 1 号」の次に「または第 3 号から第 6 号までのいずれか」を加え、「333 円」を「1 人につき 217 円を」に改め、「267 円（非常勤消防団員等に第 1 号に該当する者がいない場合には、そのうち 1 人については」および「）を、第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族については 1 人につき 217 円（非常勤消防団員等に第 1 号に該当する者および第 2 号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち 1 人については 300 円）」を削る。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の米原市消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた米原市消防団員等公務災害補償条例同条第 1 項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）ならびに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第 4 条第 3 号に規定する傷病補償年金、同条第 4 号アに規定する障害補償年金および同条第 6 号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）および同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

米原市消防団員等公務災害補償条例新旧対照表（改正理由）

改正後	現 行	改正理由
<p>(損害補償を受ける権利)</p> <p>第2条 非常勤消防団員または非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、または公務による負傷もしくは疾病により死亡し、もしくは障がいの状態を有することとなった場合、または消防法第25条第1項もしくは第2項（これらの規定を同法第36条第8項において準用する場合を含む。）もしくは第29条第5項（同法第30条の2および第36条第8項において準用する場合を含む。）の規定により消防作業に従事した者(以下「消防作業従事者」という。)、同法第35条の10第1項の規定により救急業務に協力した者(以下「救急業務協力者」という。)または水防法第24条の規定により水防に従事した者(以下「水防従事者」という。)もしくは災害対策基本法第65条第1項(同条第3項(原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第28条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))において準用する場合および原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定もしくは災害対策基本法第65条第2項において準用する同法第63条第2項の規定による応急措置の業務に従事した者(以下「応急措置従事者」という。)</p>	<p>(損害補償を受ける権利)</p> <p>第2条 非常勤消防団員または非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、または公務による負傷もしくは疾病により死亡し、もしくは障がいの状態を有することとなった場合、または消防法第25条第1項もしくは第2項（同法第36条において準用する場合を含む。）もしくは第29条第5項(同法第30条の2および第36条において準用する場合を含む。)の規定により消防作業に従事した者(以下「消防作業従事者」という。)、同法第35条の10第1項の規定により救急業務に協力した者(以下「救急業務協力者」という。)または水防法第24条の規定により水防に従事した者(以下「水防従事者」という。)もしくは災害対策基本法第65条第1項(同条第3項(原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第28条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))において準用する場合および原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定もしくは災害対策基本法第65条第2項において準用する同法第63条第2項の規定による応急措置の業務に従事した者(以下「応急措置従事者」という。)が消防作業もしくは水防(以下「消防作</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法の引用条項の変更 ・法の引用条項の変更

が消防作業もしくは水防(以下「消防作業等」という。)に従事し、もしくは救急業務に協力し、または応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、または消防作業等に従事し、もしくは救急業務に協力し、または応急措置の業務に従事したことによる負傷もしくは疾病により死亡し、もしくは障がいの状態を有することとなったときは、市長は、損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によって損害補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。

(補償基礎額)

第5条 略

2 略

3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員もしくは非常勤水防団員または消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者もしくは応急措置従事者(以下「非常勤消防団員等」という。)の死亡もしくは負傷の原因である事故が発生した日または診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日もしくは診断により疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号または第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき3

業等」という。)に従事し、もしくは救急業務に協力し、または応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、または消防作業等に従事し、もしくは救急業務に協力し、または応急措置の業務に従事したことによる負傷もしくは疾病により死亡し、もしくは障がいの状態を有することとなったときは、市長は、損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によって損害補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。

(補償基礎額)

第5条 略

2 略

3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員もしくは非常勤水防団員または消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者もしくは応急措置従事者(以下「非常勤消防団員等」という。)の死亡もしくは負傷の原因である事故が発生した日または診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日もしくは診断により疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については333円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき267円(非常勤消防団員等に第1号に該当する者がな

・非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額について、非常勤消防団員等に扶養親族がある

<p>33円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1) ~ (6) 略</p> <p>4 略</p>	<p><u>い場合には、そのうち1人については333円)を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円(非常勤消防団員等に第1号に該当する者および第2号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち1人については300円)を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</u></p> <p>(1) ~ (6) 略</p> <p>4 略</p>	<p>場合の加算額の改定</p>
--------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------